

薬生食輸発 1217 第 2 号  
令和元年 12 月 17 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
( 公 印 省 略 )

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
( マレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)のクロルピリホス並びに中国産赤とうがらしのパクロブトラゾール及びねぎのピリプロキシフェン)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号(最終改正:令和元年 12 月 5 日付け薬生食輸発 1205 第 2 号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、マレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたもの)の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第 11 条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、マレーシア産ゆり科野菜(ネギ属の野菜で、にんにくとにらを掛け合わせたものに限る。)のクロルピリホスに係るモニタリング検査の頻度を 30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第 2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第 3 に下記を追加する。

なお、当該食品は国際的に名称が定められていないため、その他のゆり科野菜の輸入届出がなされた場合には、品種について確認の上、対応方よろしく願います。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産赤とうがらしのパクロブトラゾール及びねぎのピリプロキシフェンについてモニタリング通知の別表第 2 から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 12月17日	マレーシア	ゆり科野菜（ネギ 属の野菜で、にん にくとにらを掛け 合わせたものに限 る。）及びその加工 品（簡易な加工に 限る。）	残留農薬（ク ロルピリホ ス）	KEA FARM HIGHLANDS TRADING SDN.BHD.